

地方消費税ってなあに？

Q：平成9年4月1日から適用されている地方消費税とはどのようなものなのでしょうか。

A：地方分権を推進する等の観点から、道府県税として新たに創設されたものです。

【解説】

地方分権の推進や地域福祉の充実等を図るため、道府県税として「地方消費税」が創設され平成9年4月1日から施行されています。

(1)納税義務者・消費税と同じです。

(2)課税標準・

①国内取引（譲渡割）については、課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額を控除した後の国税たる消費税納税額が課税標準となります。

②課税貨物の保税地域からの引取り（貨物割）については、保税地から課税貨物につき課される消費税額が課税標準となります。

(2)税率・消費税額の25%とされていますので、消費税率換算で1%となります。

(3)申告・納付・

①消費税の確定申告書等を提出する義務がある事業者は、消費税の申告期限までに、消費税の申告書と併せて税務署長に提出し、申告した地方消費税額を消費税と併せて納付します。

②課税貨物を保税地域から引き取る者は、一定の申告書を国税の消費税の申告書と併せて税関長に提出し、申告した地方消費税額を消費税と併せて納付します。

